

## 申合せ事項（甲）

九州大学大学院人間環境学府課程博士（甲）の学位論文審査の取扱内規（以下「内規」という。）の各条項及びその他必要事項について、次のとおり申し合わせる。

- 1 内規第2条の専攻の長は、論文審査願提出時に併せて予備調査（レビュー論文等審査）の結果報告書（別紙様式3-甲）を学府長に提出しなければならない。予備調査は、主指導教員を委員長とする当該専攻内の講師以上の教員で構成する予備調査会で行う。ただし、当該専攻が必要と認めた場合、上記以外の者を予備調査会に加えることができる。
- 2 予備調査会委員長は、提出された学位論文に対して本学が定める方法により剽窃チェックを行い、当該検査結果を予備調査結果報告書（別紙様式3-甲）に添えて学府長に提出しなければならない。
- 3 内規第2条の論文要旨は、2,000字程度とする。
- 4 内規第4条の論文要旨には、論文目録及び履歴書を添付する。
- 5 内規第5条第2項の指導教員は原則として教授とする。ただし、准教授及び講師の指導教員の認定については、各専攻のそれぞれの特色に応じて定めた運用を尊重する。
- 6 内規第7条の審査会は、内規第5条の調査会と同時に自動的に発足する。
- 7 審査会は、必要に応じて複数の専攻で合同して開くことができる。
- 8 内規第7条第3項の審査会の定足数には、休職者及び長期海外出張者（1ヶ月以上）を構成員数から除外する。その他の出席できない者については、書面もしくはメールでの投票を認め、投票した場合は出席したものとして取り扱う。
- 9 内規第8条の審査結果の報告（別紙様式2-甲）の論文調査の結果の要旨は400字程度とする。
- 10 内規第9条の可否を決定する場合は、審査会の報告を尊重し、投票を省略する。ただし、疑義がある場合には投票によって可否を決定する。（定足数2/3、議決2/3以上）
- 11 内規第9条の3月の定例学府教授会は3月初旬に開催する。
- 12 博士後期課程に所定の年限在学し、単位修得の上退学した者が、退学後3年以内に論文を提出して審査及び試験に合格した場合には、課程博士（甲）の学位記を授与する。（九州大学学位規則の運用に関する申合せ）（退学後3年以内：昭和37年5月8日第621回評議会決定）
- 13 九州大学大学院人間環境学府規則（以下、「規則」という。）第16条に定める「優れた研究業績を上げた者」については、次のとおり取り扱う。
  - (1) 優れた研究業績の審査は、各専攻がそれぞれの特色に応じて定めた客観的な事由に従って、各専攻の会議で行う。ただし、当該会議は、申請者の博士後期課程における在学期間が、6月を経過してから開催することができる。
  - (2) 専攻の長は、予備調査会の結果報告書に、優れた研究業績と認定した理由書及び審議過程報告書を添付し、学府長に提出しなければならない。
  - (3) 専攻が優れた研究業績を上げたと認めた者は、博士後期課程における在学期間が9月を経過してから博士論文を提出することができる。
- 14 課程博士（甲）の学位授与見込証明書は、学府教授会で論文の受理が決定した後、学府長名で発行することができる。
- 15 論文審査の申請は、学府教授会開催の10日前までに必要な書類を学府長に提出しなければならない。

なお、年度内に学位の授与を希望する者は、原則として1月の学府教授会までに論文の受理が認められなければならない。

### 附 則

この申合せ事項（甲）は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この申合せ事項（甲）は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この申合せ事項（甲）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申合せ事項（甲）は、令和5年10月25日から施行する。

附 則

この申合せ事項（甲）は、令和6年4月1日から施行する。